

宮城労福協発第21号
2009年12月9日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

宮城県労働者福祉協議会
会 長 棋原 惣一郎

勤労者福祉に関する要請書

初冬の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、勤労市民の福祉に関してご理解を頂くとともに、私ども労働福祉事業団体の活動と事業展開にたいして格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

標題について、2010年度の予算編成に際し、別紙のとおり「ご要請」申し上げますので、その実現に向けて御尽力賜りますようお願い申し上げます。

[構成団体および代表者]

日本労働組合総連合会宮城県連合会	(連合宮城)	会 長	山崎 透
宮城県平和運動推進労働組合会議	(平和労組会議)	議 長	及川 光行
宮城友愛	(友 愛)	会 長	村上 典明
宮城県中立労働組合連絡会	(中 連)	議 長	我妻 壮一
東北労働金庫宮城県本部	(労働金庫)	本部長	渡邊 永喜
全労済宮城県本部	(全労済)	理事長	星 秋雄
社団法人 宮城県労働福祉センター	(労福センター)	理事長	高橋 康夫
宮城県生活協同組合連合会	(県生協連)	会長理事	齋藤 昭子
財団法人 宮城県労働者福祉基金協会	(基金協会)	理事長	大森 剛雄
社会福祉法人 宮城ろうふく会	(ろうふく会)	理事長	佐藤 修

要 請 項 目

1. 勤労者の皆様の福祉向上に向け、生活資金・教育資金・生活支援・育児休業に係る、より有利な融資制度を宮城県とろうきんが提携し実施しています。

制度内容について、ろうきんとしても各営業店で地域勤労者の皆様に浸透を図り、利用促進にむけ努力しているところですが、まだ十分に浸透されていない状況にあります。

宮城県としても制度内容の周知、利用促進に向けまして、県政だよりに継続的に掲載され、県内勤労者の皆様に制度の浸透を図られたい。

★宮城県勤労者融資制度の県政だよりへの継続的な掲載をされたい。

【東北労働金庫宮城県本部】

2. 宮城県に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、灯油は欠かすことのできない生活必需品です。生活困窮者および福祉施設に対する福祉灯油等の助成を実現されたい。

また、昨年10月から毎週価格が変動する「新価格方式J」による石油・灯油・重油等の新しい値決め方式が石油元売会社で始まりまし。灯油の安定した確保のために、数量や価格の動向を監視し、県民に公表されたい。

【宮城県生協連】

3. 地方消費者行政の拡充にむけて、各市町村が消費者行政充実のための市町村プログラムを作成・具体化し地方消費者行政活性化基金を有効に活用するよう支援をおこない、消費者相談窓口の強化等を図られたい。

また、各市町村が地方消費者行政活性化計画の進捗状況を踏まえ、他部門に比べ脆弱な消費者行政予算・人員の拡充を図られるよう支援されたい。

【宮城県生協連】

4. 介護事業全般について

- (1) 介護事業並びに介護にかかわる職員全員の処遇改善のためにも、その対象者の拡大と要支援・要介護の報酬単位引き上げを図られたい。

★介護職員処遇改善交付金の支給要件を、介護職以外の看護師・介護支援専門員・生活相談員・栄養士・事務員も対象とすること。

★平成24年度介護報酬の改定に於いては、前項の交付金継続を前提とし加算制度の簡素化を図ること。

- (2) 訪問介護サービスにおけるサービスの円滑な提供に資するため、「駐車禁止解除」の条件制限の緩和を図られたい。

★マンションや住宅密集地では、駐車場が離れておりこれまでの円滑なサービス提供に支障がある。

★駐車料金の負担が新たに発生するため経費増加につながる。

(行政サービスを代行する事業に対する負担の軽減を図る。)

- (3) 介護サービス情報の公表は、業務的にも財政的にも事業者の負担とならない制度とされたい。

【全労済・宮城県生協連・宮城ろうふく会】

5. 特別養護老人ホームの施設整備について

- (1) 「施設整備に於いては、事業者および利用者の要望に適応した整備計画とされたい。

★特別養護老人ホームの増床・新設については、多床室と個室ユニットの組合せ等実態に合わせた整備計画とすること。

★建設補助金は、施設運営の支障とならない金額にすること。

★消防法の改正に伴い、スプリンクラーの設置工事費助成を速やかに実施すること。

- (2) 特別養護老人ホームの介護職の医療行為実施に向け、指導者養成研修の対象を全施設とされたい。

★指導者養成研修の対象は、モデル事業実施予定の施設での勤務看護師とされているが、全施設の看護師・准看護師も対象とすること。

【宮城ろうふく会】

以上